

昭和46年9月1日現在 (推計人口)		
	本月	前月比
人口	男 31,917	59増
	女 30,070	43増
	計 61,987	102増
世帯数	19,937	27増

え 市報 こまえ

狛江市役所
 電話 (480) 1 1 8 1
 狛江市水道課事務所
 電話 (480) 0 2 0 1
 狛江消防署
 電話 (480) 0 1 1 9

大地震に備え

指定避難地が決まる

避難は火を消してから

地震国である日本に、いま大地震六十九年周期説が唱われています。この説からすると東京地区はあと十年ぐらいでその危険期にはいるといわれています。また、市では、地震時の安全な避難場所、七か所（図参照）を選定しました。

地震には火事がつきものといわれています。が、現在の東京に聞いたら、ブロックベいが倒れて死んだ人がいます。

①十勝沖地震で、苫小牧市での魚をふみはずしケガをうけた傷者約80パーセントが、あわてて外にひだしたり、階段から足

(三)避難は徒歩で

大地震では、道路がこわれた

○「大地震のときは、みんなの気持ちを
助け合ひながら行動しましょう。」
○「大地震のときは、隣近所の人た
ちと火の元（もと）を一つ合（あ）つて、

避難は指定の場所へ

もし、大地震がおそってきたらどこに避難するか。その時には「**地震の強さ**」を知っていたとき、地震による被害を最少限に食い止めましょう。

地震の強さ

○震度0 無感覺 地震計には記録されるが、人には感じられませぬ。や、地震にびり感な人は感覚
○震度1 微震とよまてい 和泉 第五小学校 寛東二五〇
○震度2 軽震とよまてい 岩戸 第四小学校 寛東一六四
○震度3 軽震とよまてい 第一中学校

かに戸やし。じが動きます。
 震度3 弱震 家がゆれ動き、
 やし。じがガタガタと動き、
 子に手がいがとまり、電灯がゆ
 動きます。○震度4 中震 家
 岸寺・岩戸一四二・岩戸 千手
 井、猪方 電力中央技術研究所
 岩戸一二三九・岩戸、寛東 慶
 寛東 第二中学校・猪方六〇・駒
 和泉一三〇・和泉 小尻立

激しくゆれ動き、すわりの悪い
つわが倒れ、たなにあけてある
のが落ちます。○震度5―強震
壁に割れ目ができ、せきひやと
ろろが倒れ、煙突がこわれます
○震度6―烈震 家が倒れ、また
くずれを起し、地ばんに割れ
たできます。○震度7―激震
が三〇パーセント以上倒れ、ま
くずれや断層ができます。

院 寛東二〇―寛東二九八から
二二一 防衛庁共済組合スポーツ
センター和泉三二六―上和泉
常に用意しておくもの
(1)貯金通帳、証書類、印鑑 (2)
現金、貴金属 (3)保存食糧品 (4)
懐中電灯、トランジスタラジオ
水筒 (5)下着類 (6)救急薬品 (7)
リュックサック

救急車の出場大幅に増加

8月末ですでに600件を突破

市内で発生する救急事故は、人がある傷病者、かつ救急車搬送の増加とともに年々増えていっています。この間八月末現在ですでにまた救急車にあるほか、はかに百九件を教へ、昨年の同時期に適當な手段がない場合とされていまして、百七十九件の増加となっています。

す。このまゝの状態では、年間
件を突破するのではないかと、
配されます。このほか狹狹消防
の救急車が出場で、別に事故が
生じ、隣接消防署救急隊の応援
求めたものが二十一件ありま
す。

このような救急業務は、現在の
社会生活にとってはますます欠く
ことができません。

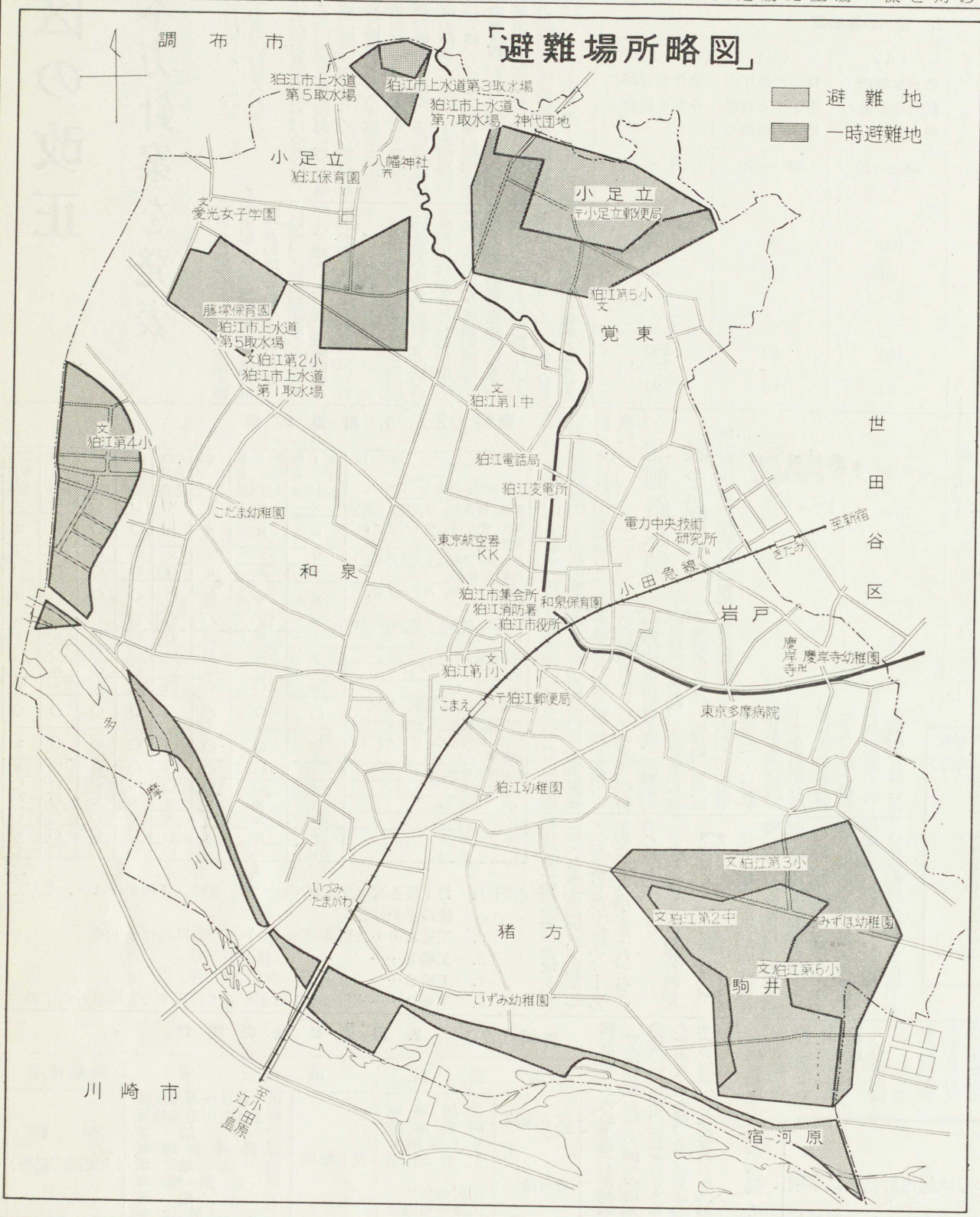
消防署では、常任隊員の救急、
救護、安全搬送技術の修得と訓
練に励んでいます。しかし、数多
い救急出場の中には、急を要しな

これらの救急による事故種別は、
病が全体の六〇パーセントで下
づつ、ついで交通事故一般のけ
労働災害事故の順となってい

いものもあります。そんなとき、
もし寸時を競う事故が発生し、救
急車の到着がおくれたら、それこ
そたいへんなことになります。

市民の皆さん、救急車は皆さんの
生命の安全に重要な役割を担っ

このことを災害による事故か、これによる傷病者、または政
府に定める場合の傷病者を救急隊
によって医療機関へ搬送すること
なっています。政治で定める場
合は、屋内において生じた事故
で、緊急に搬送する必要があ
る場合に、深夜の急病、耳鼻喉科、眼
科、歯科などの病気で、医師を採
得できなかったときは、消防署へ相談
してください。



都が基本方針案を発表

東京都では、この改正を東京改 汚染を防止するため多摩川沿いの
造への一つの足かりとして積極 工業地帯を縮小する。(2)住宅地化の
的に活用するため、この基本目標 傾向にある工業地帯は、住宅地に変
を人間尊重、生活優先の基本的立 更する。(3)地区の中心的な商業地

白 時	46 7	8	9	10	11	12	47 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	48 1	2	3	4	5	6	
住 民																									
市区町村																									
執行機関																									
都																									
議 会																									
東京都府県 地方審議会																									

	容 積 率 (%)	一 般 の 場 合	(A) 防火地域内で 耐火建築物の 場合	(B) 注 特定行政庁の 指定する角敷 地などの場合	(A)および(B) 条件を同時に みたす場合
第1種住居専用地域	50, 60, 80, 100, 150, 200	30～60	40 ～ 70	49 ～ 70	50 ～ 80
第2種住居専用地域	200, 300, 400				
住 居 地 域		80	100	90	100
近 隣 商 業 地 域		60	70	70	80
準 工 業 地 域					
工 業 地 域					
工 業 専 用 地 域					
商 業 地 域	400 ～ 1000	80	100	90	100
用途地域の 指定のない地域	400	70	80	80	90

基 本 地 域	前面道路線 斜	敷地斜線 立ちあり+斜線	北側斜線 立ちあり+斜線	高さ制限	敷地境界線 より壁面後退
第1種住居専用地域	$\frac{1.25}{1}$	$20m + \frac{1.25}{1}$	$5m + \frac{1.25}{1}$	10m	1m または 1.2m
第2種住居専用地域			$10m + \frac{1.25}{1}$		
住 居 地 域					
近隣商業地域 商業地 準工業地 工業専用地域	$\frac{1.5}{1}$	—	—	—	—

地 域	第 1 種 住 居 専用地域	第 2 種 住 居 専用地域	住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工 業 地 域	工業 専用地 域	工業 専用地 域
建築物の用途								
劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	○	○	×	×
待合、料理店、キャバレー、 舞踏場等	×	×	×	×	○	○	×	×
個室付浴場業（トルコ風呂等）	×	×	×	×	○	○	×	×
倉庫業倉庫	×	×	×	○	○	○	○	○
ボーリング場、スケート場、 氷泳場	×	×	○	○	○	○	○	×
豚小屋、ばちこ屋、射的場等	×	×	○	○	○	○	×	×
ホテル旅館	×	×	○	○	○	○	×	×
自動車教習場	×	○	○	○	○	○	○	○
学 校	○×[注]	×	○	○	○	○	×	×
病 院	×	○	○	○	○	○	×	×
診療所、神社、寺院、教会、 養育院、託児所、一般公衆浴場	×	○	○	○	○	○	○	○
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 図書館	○	○	○	○	○	○	○	×
物品販売店舖、飲食店	×	○	○	○	○	○	○	×
一般事務所	×	○	○	○	○	○	○	○
工 場 A	×	×	×	×	×	○	○	○
工 場 B	×	×	×	×	×	○	○	○
工 場 C	×	×	×	○	○	○	○	○
工 場 D	×	×	○	○	○	○	○	○

[注] 1. 第1種住居専用地域では大学、高校、各種学校は×、その他の学校は○
2. 工業A……法別表第2（ハ）項一号に掲げる工場
3. 工場B……〃（ハ）項三号 〃
4. 工場C……〃（ハ）項三号 〃
5. 工場D……施行令第130条の6で指定する工場以外の工場

改	正	前	改	正	後	決 定 権 者
基本地域	住居商業工業用地	地域城地域城	基本地域	第1種住居用地	地域城	知 事 (大臣認可必要)
専用地区	住居工業用地	地域城地域城		第2種住居用地	地域城	
				近隣商業用地	地域城	
				工業専用地	地域城	
(補足地域地区)	空地積地	地区	廃止 (規制内容は基本地域に残される)			
	特別用途地区 高度防火地区	地区	現 行 ど お り			市 町 村 (知事承認必要)
	風臨港地	地区				知 事 (大臣認可必要)

10
月
13
・
14
日

行政管理局では、十月十日から十六日までの七日間、「行政相談週間」を行います。

境を保護するための定められた地域
 △近隣商業地域 近隣の住宅地の住民に日用品の供給を行なうことを主とする商業、その他業務の利便を増進するため定められた地域

△商業地域 主として商業、その他業務の利便を増進するため定められた地域

面積（同一敷地内に建築物が二棟以上ある場合はそれらの延べ面積の合計は敷地面積に対する割合）

△建ぺい率 建築物の建築面積（同一敷地内に二つ以上の建築物がある場合はその建築面積の合計）の敷地面積に対する割合

市でも、十月十三日（水）岩倉公民館、十四日（木）多摩川住宅集会所でそれぞれ午後一時から四時まで、行政相談委員の宮崎武雄氏により、巡回行政相談を開設いたします。

なお、十月十五日（金）は、午後一時から定例行政相談が行なわれます。

日曜日も当
番制で営業

▽容積率

施設見学会を開催

11月5日都主催で

東京都では、都民生活に密着した関係のある都の施設に皆さんを案内し、都政に対する理解と認識を高めてもらうことを目的に施設見学会を開催します。

【日時】十一月五日（金）午前八時市役所裏庭に集合、八時三十分より市役所分出出発し、【見学コース】都庁（榎山ポンプ工業所）（四八九）八八〇（武蔵野）（〇五）

